

特区制度

○構造改革特区制度

令和6年度概算要求額:
3.4百万円

概要

構造改革を推進し、地域の活性化を図ることを目的として、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する。

事業イメージ

構造改革特区制度の流れ（構造改革特別区域法）

<企業・地方公共団体・NPO等、誰でも提案可能>

規制の特例措置について
提案

(特例措置成立後)

<地方公共団体>

構造改革特別区域計画
の作成・申請

<地方公共団体>

構造改革特別区域計画
の実施

<国>

各省庁と調整し、対応方針を特区本部決定※、基本方針の閣議決定

756件の規制改革を実施
〔
・地域を限定して特区で対応（202件）
・全国的な規制改革で対応（554件）
〕

※ 内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする構造改革特別区域推進本部にて決定。

構造改革特別区域計画の認定
1,407件の特区を実現（現在458件）評価・調査委員会による評価
(地域を限定した規制の特例措置の全国化の可否を検討)

※規制改革数及び計画認定件数は令和5年9月時点。

対象者

- 新たな規制の特例措置の提案…地方公共団体、民間事業者、個人等
- 構造改革特別区域計画の認定…地方公共団体

対象事業

構造改革特別区域計画の記載事項は以下のとおり。

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称、意義、目標
- 構造改革特別区域の名称、範囲、特性
- 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果
- 特定事業の名称

支援内容

構造改革特別区域計画で実施できる特定事業は、構造改革特別区域基本方針の別表1に記載されている特例措置のとおり。

＜観光地域づくりに関連した特例措置＞※令和5年9月現在

○特定農業者による特定酒類の製造事業【特定事業番号707(708)】

農家民宿等を営む農業者が、自ら生産した米又は果実を原料とした濁酒（いわゆる「どぶろく」）又は果実酒を製造するため、濁酒又は果実酒の製造免許を申請した場合には、一定の要件の下、最低製造数量基準（現行6キロリットル）を適用しない。

○特産酒類の製造事業【特定事業番号709(710、711)】

地域の特産物である農産物等を原料とした単式蒸留焼酎、果実酒、原料用アルコール又はリキュール（以下「特産酒類」という。）を製造するため、特産酒類の製造免許を申請した場合には、最低製造数量基準を、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールにあっては適用除外、果実酒にあっては2キロリットル、リキュールにあっては1キロリットルとする。

昨年度からの変更のポイント

特になし。

支援手続スケジュール（予定）

- 規制の特例措置の提案募集
 - 5月・9月・翌1月頃 地方公共団体より、構造改革特別区域計画認定申請
 - 8月・12月・翌3月頃 内閣府が構造改革特別区域計画を認定
- ※スケジュールは予定であり、詳細は隨時HPをご確認ください。

【連絡先】 内閣府 地方創生推進事務局
構造改革特区担当 TEL: 03-5510-2466